

千葉市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により千葉市長から通知がありましたので、同項の規定により次のとおり告示します。

平成16年10月26日

千葉市監査委員	小川	清
同	大島	有紀子
同	佐々木	久昭
同	片田	幸一

文書番号16千監第11号「千葉市職員措置請求」

監査の結果

【勧告】

本件工事のうち、課徴金納付命令の対象となった土木工事143件、ほ装工事77件について、損害額を算定し、平成16年10月31日までに損害賠償請求を行うこと。

講じた措置

監査委員より勧告のあった公正取引委員会が課徴金納付命令の対象とした契約について、不当な取引制限行為により本市が被った損害額を以下のとおり算定し、損害賠償請求を行った。

1 請求日

平成16年10月26日

2 請求内容

(1) 損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を平成16年12月24日までに支払うこと。

(2) 損害賠償金 土木1,588,427,793円

(うち財団法人千葉市都市整備公社(以下「公社」という。)委託事業分56,788,718円)

舗装311,981,325円

公正取引委員会が独占禁止法に違反する行為があったと認定し、課徴金納付命令の対象とした案件の契約金額と、適正な競争が行われた場合に推計される各案件の適正契約金額との差額相当額。

適正契約金額は、適正な競争が行われた場合の落札率を土木92.97%、舗装93.62%と推計し算出した額である。

なお、公正取引委員会の課徴金納付命令の対象となった案件の平均落札率は、土

木 99.05%、舗装 98.90%であり当該落札率と適正落札率との差は土木
6.08%、舗装 5.28%である。

(3) 請求件数

土木 261件、舗装 126件

(4) 遅延損害金

本市発注の工事については各工事の竣工払い日の翌日から、公社発注の工事につ
いては本市が公社に各工事の委託料を支払った日の翌日から、損害賠償金支払済
の日までの日数に応じ民事法定利率年5%の割合を乗じて計算した額とする。

3 請求先

実社数 78社 (土木 68社、舗装 53社)